

(様式②-1) 平成28年度事業計画書(局・統括本部)

[ことば青少年局 中央児童相談所 課]

事業名		
6	3	6
児童相談所管理運営費		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	財産収入	市債	一般財源
28年度	240,005	0	0	10,101	5		229,899
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	234,422		5,695	9,095	5		219,627
増△減	5,583	0	△ 5,695	1,006	0	0	10,272

歳出	24年度	25年度	26年度
予算 事業費	208,471	210,855	219,397
市債+一般財源	190,305	194,724	204,642
決算 事業費	265,908	271,377	293,639
市債+一般財源	244,960	255,318	278,305

歳出	29年度	30年度
予算 事業費	240,005	240,005
市債+一般財源	229,899	229,899

方針に関する決裁 種別() 無

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

業務内容

- (1) 児童に関する諸般の問題につき、家庭その他から相談を受けます。
- (2) 児童及び家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育学的、精神衛生上の判定を行います。
- (3) 上記の調査又は判定により、必要な指導を行います。
- (4) 上記業務を適切に運営するため施設の維持、環境整備を行います。
- (5) 組織・体制図は別添資料のとおりです。

【 実績の推移・今後見込み 】

相談件数等の推移

<全市>

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込
相談全体	15,877	14,400	13,941	14,566	15,221	15,905	16,620
伸び率	1.00	0.91	0.88	0.92	0.96	1.00	1.05
養護相談	5,021	4,733	5,114	5,180	5,200	5,200	5,200
伸び率	1.00	0.94	1.02	1.03	1.04	1.04	1.04
虐待新規把握	820	929	1,159	1,072	1,181	1,301	1,433
伸び率	1.00	1.13	1.41	1.31	1.44	1.59	1.75

※伸び率は23年度を1としたもの

【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差引	説明
中央児相運営経費	14,633	14,573	60	市・区社協会費 西・南・北運営費から移行分の増
中央児相維持管理費	67,302	67,294	8	建築保全単価上昇分
西部児相運営経費	15,090	15,010	80	保険料率の増、宿日直権利行使アルバイト日数増
西部児相維持管理的経費	80,635	76,380	4,255	委託契約額の増
南部児相運営経費	10,012	9,905	107	アルバイト経費の増
南部児相維持管理的経費	27,968	28,111	△ 143	再雇用嘱託員の減
北部児相運営経費	6,956	6,976	△ 20	市・区社協会費 中央運営費へ移行分の減
北部児相維持管理的経費	17,409	16,173	1,236	嘱託医報酬(保護所)計上分
合計	240,005	234,422	5,583	

【 事業開始年度 】

昭和31年度

【 根拠法令 】

児童福祉法第12条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務係
	北井 義実	岩田 聡	長竹 春代

(ことば青少年局 -)

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[こども青少年 局 中央児童相談所 課]

事業名	
6 款 3 項 6 目	
児童相談所管理運営費（中央）	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規・拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	財産収入	市債	一般財源
28年度	81,935			336			81,599
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	81,867		5,695	107			76,065
増△減	68	0	△ 5,695	229	0	0	5,534

歳出	23年度	24年度	25年度
予 事業費			
算 市債+一般財源			
決 事業費			
算 市債+一般財源			

歳出	28年度	29年度
予 事業費		
算 市債+一般財源		

方針に関する決裁 種別() 無

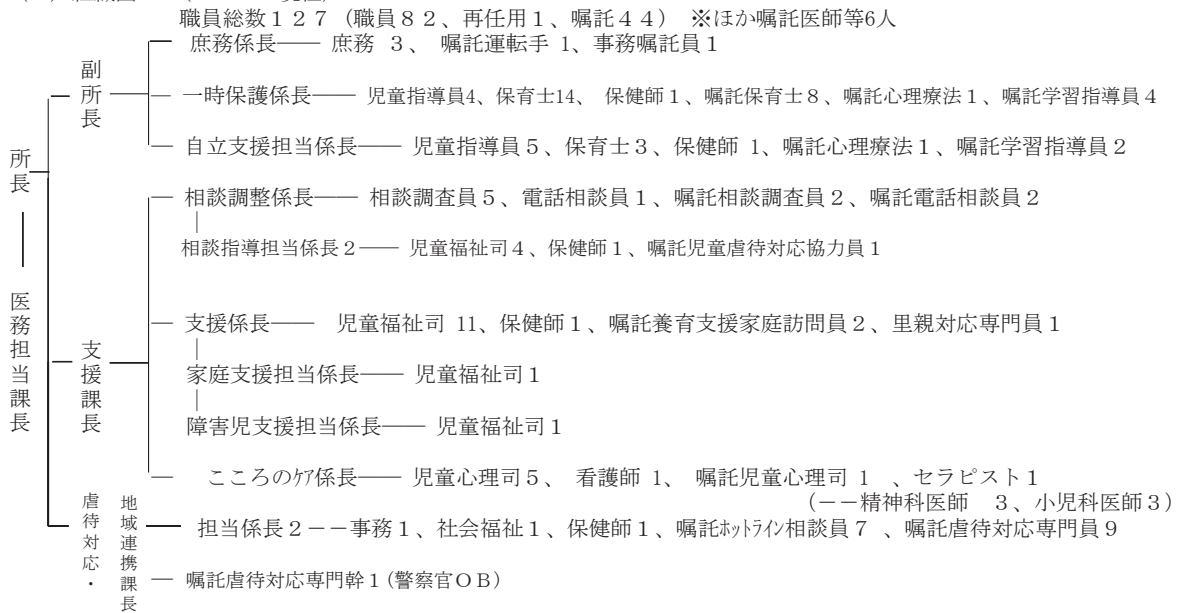
【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 業務内容

- (1) 児童に関する諸般の問題につき家族その他から相談を受けます。
- (2) 児童及びその家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育学的、精神衛生上の判定を行います。
- (3) 上記の調査又は判定により必要な指導を行います。

2 28年度計画内容

- (1) 業務を執行していく上での経常的経費を運営経費、維持管理的経費として計上します。
- (2) 中央児相の所管区域は、鶴見区、神奈川区、西区、南区、中区の計5区です。
- (3) 組織図 (H27.9.1 現在)



【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差 引	説 明
運営経費	14,633	14,573	60	市・区社協会費 西・南・北運営費から移行分の増
維持管理的経費	67,302	67,294	8	建築保全単価上昇分
合 計	81,935	81,867	68	

【 事業開始年度 】

昭和31年度

【 根拠法令 】

児童福祉法第 1 2 条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務係
	北井 義実	岩田 聡	長竹 春代

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[こども青少年 局 西部児童相談所 課]

事業名		
6 款	3 項	6 目
児童相談所管理運営費(西部)		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	財産収入	市債	一般財源
28年度	95,725	0		9,644			86,081
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	91,390			8,888			82,502
増△減	4,335	0	0	756	0	0	3,579

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			

歳出		29年度	30年度
予算	事業費		
決算	市債+一般財源		

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

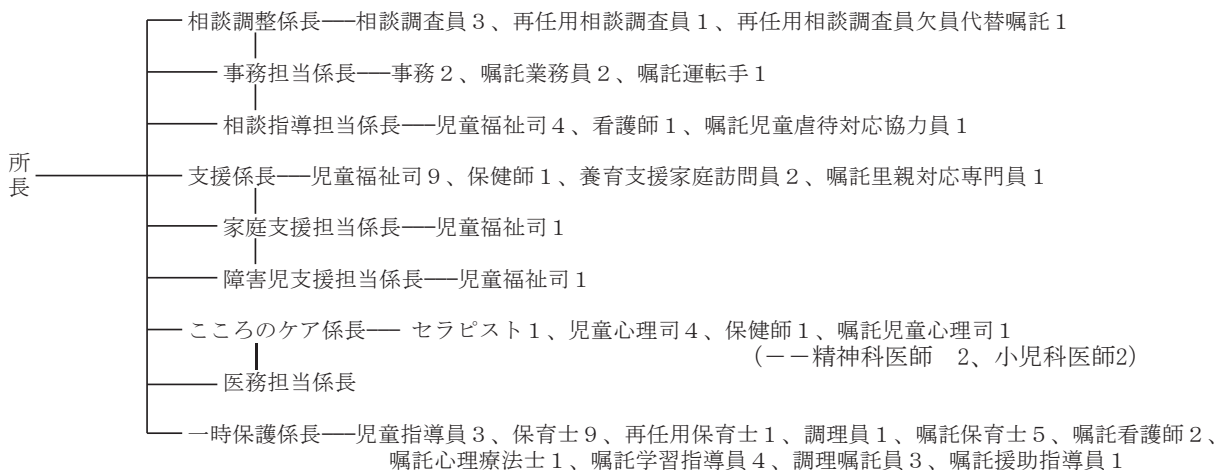
【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 業務内容

- (1) 児童に関する諸般の問題につき家族その他から相談を受けます。
- (2) 児童及びその家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育学的、精神衛生上の判定を行います。
- (3) 上記の調査又は判定により必要な指導を行います。
- (4) 児童の一時保護を行います。

2 28年度計画内容

- (1) 業務を執行していく上での経常的経費を運営経費、維持管理的経費として計上します。
- (2) 西部児相の所管区域は、保土ヶ谷区、泉区、旭区、瀬谷区の計4区です。
- (3) 組織図 (H27年9月1日 現在)
職員総数78(職員51、再任用2、嘱託25) ※ほか嘱託医師等4人



【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差引	説明
運営経費	15,090	15,010	80	保険料率の増、宿日直嘱託職員休暇対応アルバイト日数増
維持管理的経費	80,635	76,380	4,255	委託契約額の増
合計	95,725	91,390	4,335	

【 事業開始年度 】 平成 19 年度

【 根拠法令 】 児童福祉法第 12 条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	西部児童相談所相談調整係
	嶋津 常弘	有泉 廣隆	西方 智紀

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 南部児童相談所 課]

事業名		
6 款	3 項	6 目
児童相談所管理運営費 (南部)		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	財産収入	市債	一般財源
28年度	37,980	0		73	5		37,902
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	38,016			56	5		37,955
増△減	△ 36	0	0	17	0	0	△ 53

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			

歳出		29年度	30年度
予算	事業費		
決算	市債+一般財源		

方針に関する決裁 種別 () 無

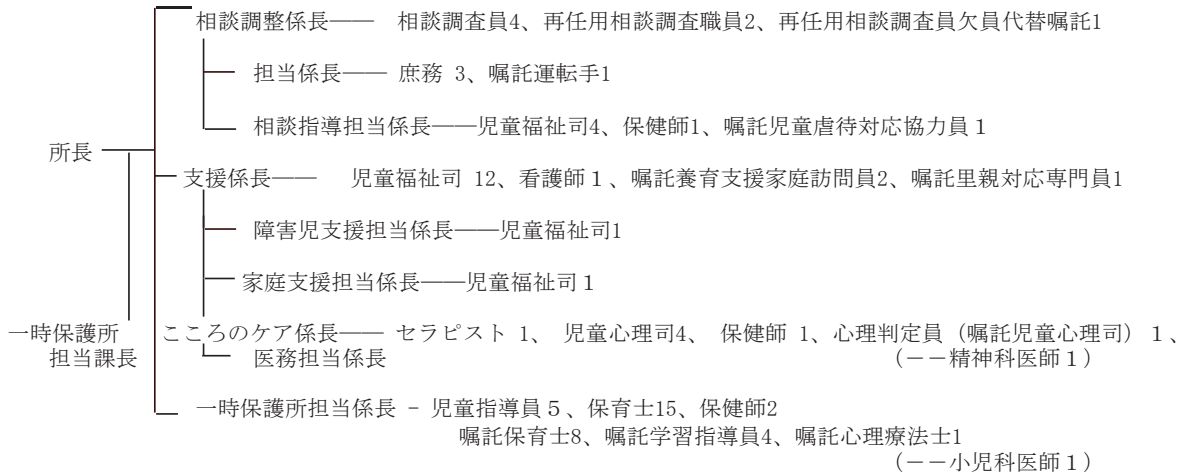
【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 業務内容

- (1) 児童に関する諸般の問題につき家族その他から相談を受けます。
- (2) 児童及びその家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育的、精神衛生上の判定を行います。
- (3) 上記の調査又は判定により必要な指導を行います。
- (4) 児童の一時保護を行いません。

2 28年度計画内容

- (1) 業務を執行していく上での経常的経費を運営経費、維持管理的経費として計上します。
- (2) 南部児相の所管区域は、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区の計5区です。
- (3) 組織図 (H27.9.1 現在)
職員総数 88 (職員 66、再任用 2、嘱託 20) ※ほか嘱託医師等2人



【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差 引	説 明
運営経費	10,012	9,905	107	アルバイト経費の増
維持管理的経費	27,968	28,111	△ 143	再雇用嘱託員の減
合 計	37,980	38,016	△ 36	

【 事業開始年度 】

昭和 49 年度

【 根拠法令 】

児童福祉法第 12 条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 岡 聰志	係長 紀 雅広	南部児童相談所相談調整係 白岩 結美
--------------------	------------	------------	-----------------------

(こども青少年局 一)

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計 画 書 (局・統括本部)

[こども青少年 局 北部児童相談所 課]

事業名	
6 款 3 項 6 目	
児童相談所管理運営費 (北部)	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	財産収入	市債	一般財源
28年度	24,365	0		48			24,317
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	23,149			44			23,105
増△減	1,216	0	0	4	0	0	1,212

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			
予算	事業費			
決算	市債+一般財源			

歳出		29年度	30年度
予算	事業費		
決算	市債+一般財源		

方針に関する決裁 種別 () 有 () 無 ()

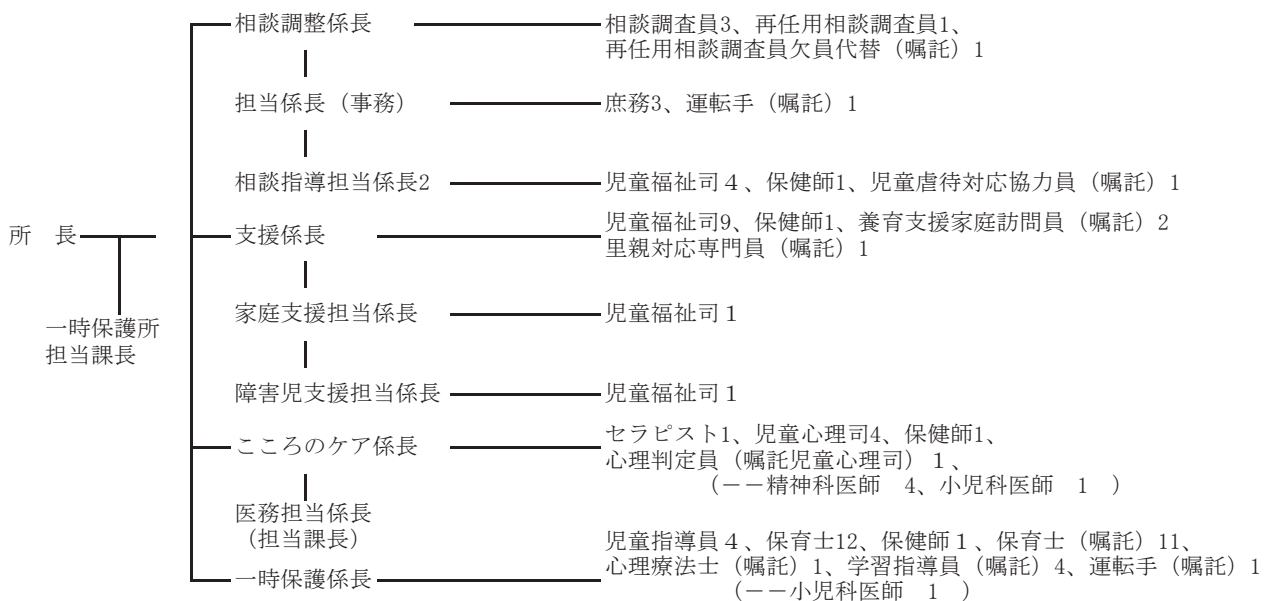
【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業の概要

- (1) 児童に関する諸般の問題につき家庭その他からの相談を受けます。
- (2) 児童及びその家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育的、精神衛生上の判定を行います。
- (3) 上記の調査又は判定に基づき必要な支援を行います。

2 本年度計画内容

- (1) 業務を執行していく上での経常的経費を運営経費、維持管理的経費として計上します。
- (2) 北部児相の所管区域は、港北区、緑区、青葉区、都筑区の計4区です。
- (3) 組織図 (H27年9月1日現在)
職員総数 83 (職員58 再任用1 嘱託24) ※ほか嘱託医師等6人



【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差 引	説 明
運営経費	6,956	6,976	△ 20	市・区社協会費 中央運営費へ移行分の減
維持管理的経費	17,409	16,173	1,236	嘱託医報酬 (保護所) 計上分
合 計	24,365	23,149	1,216	

【 事業開始年度 】

平成 7 年度

【 根拠法令 】

児童福祉法第 1 2 条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	北部児童相談所相談調整係
	清水 孝教	植田 雅子	近藤 裕子

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 児童相談所管理運営費		所管課	こども青少年局中央児童相談所			
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他					
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法第12条 児童を取り巻く諸問題に対する確に対応するため、昭和31年11月横浜市児童相談所の開設により、横浜市の児童相談所の管理運営を行う。 平成19年6月25日に新中央児童相談所を開設し、横浜市内で4児童相談所体制となる。					
	事業内容	相談機能、一時保護機能、措置機能、区役所等への援助機能があり、子どもの福祉に関する様々な問題について、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する児童相談所の運営、施設の維持管理、環境整備。					
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		通告・相談件数(件)	3767	4209	4507	4993	
		虐待新規把握件数(件)	929	1159	1072	1181	
	予算額・執行額・事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		208,471千円	210,855千円	219,397千円	234,422千円
		執行額		265,908千円	271,377千円	293,639千円	—
		差▲引		△ 57,437千円	△ 60,522千円	△ 74,242千円	—
		執行率(%)		128%	129%	134%	—
		人件費	一般職職員	263.0人	259.0人	256.0人	257.0人
			再任用職員	9.0人	6.0人	8.0人	6.0人
概算人件費		2,320,943千円	2,191,877千円	2,267,608千円	2,268,026千円		
総事業費		2,586,851千円	2,463,254千円	2,561,247千円	2,502,448千円		
増▲減		—	▲ 123,597千円	97,993千円	▲ 58,799千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 児童虐待等のより一層の早期発見・早期対応を図り、未然防止から在宅支援、一時保護、自立支援までの総合的な対策推進に多大な影響が生じる。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない ・職員研修による支援・援助技術等、資質の向上や適切な対応を行うことにより児童虐待等の防止が強化されている。 ・施設の維持管理、環境整備を委託により効率的・効果的に実施している。					
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない ・区と児童相談所との更なる連携強化や社会資源の有効活用を推進し、児童虐待等の早期発見・早期対応を強化していくことが必要である。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 市民等の外部意見として児童相談所で相談を受ける児童、家族等からの意見を中心に考え、児童相談所に対する意見についても、日々の面接や相談等の場面の中で取り入れ、児童相談所の運営に反映している。					
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	・職員や委託業者との連携により庁舎の環境整備に努め、光熱水費の削減など運営の効率化を図ることができた。 ・庁舎の老朽化が進んでおり、修繕費が増加傾向にある(南部相談所、西部相談所)。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ・西部児童相談所建物は、しゅん工から28年余経過し、この間、児童相談所を取り巻く社会的環境や養護ニーズが大きく変化してきているため、一時保護児童を安全・安心な生活環境で保護するという基本的な機能が果たせない状況にあり、これら施設の機能強化・再生を図るため、改修を実施する。 ・地域と密接に連携し、児童虐待等のより一層の早期発見・早期対応を図り、未然防止から在宅支援、一時保護、自立支援まで、切れ目のない総合的な対策の推進が必要である。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 中央児童相談所 課]

事業名		
6 款	3 項	6 目
在宅障害児短期入所事業事務費		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	9,946	0		40		9,906	
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	9,946			40		9,906	
増△減	0	0	0	0	0	0	

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	9,748	9,748	9,623
算 市債+一般財源	9,717	9,717	9,592
決 事業費	3,919	2,526	8,459
算 市債+一般財源	3,880	2,509	8,435

歳出	29年度	30年度
予 事業費	9,946	9,946
算 市債+一般財源	9,906	9,906

方針に関する決裁 種別() 無

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

在宅障害児短期入所事業（健康福祉局事業）の執行（児相窓口での受付）に必要な事務費

- ・社会福祉職アルバイトの雇用
こども医療センター重症心身障害児施設・短期入所に係る受付事務、調査事務、統計事務等
- ・受給者証送付に係る通信運搬費
見込 900件×2回
- ・その他の事務費
重症心身障害児施設ミドルステイ利用調整
メディカルショートステイ事業
障害児入所施設 給付決定（契約） 措置事務

【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差 引	説 明
①社会福祉職アルバイト雇用	9,337	9,326	11	保険料率変更及び雇用単価増
②受給者証送付	195	195	0	
③事務費	7	7	0	
④医師意見書手数料	407	418	△ 11	
合 計	9,946	9,946	0	

【 事業開始年度 】

昭和 4 8 年度（旧在宅障害児緊急一時保護事業）
 平成 1 5 年度（支援費制度施行）
 平成 1 8 年度（障害者自立支援法施行）
 平成 2 0 年度 こども青少年局中央児童相談所から、
 在宅障害児緊急一時保護事業が健康福祉局障害支援課に事務移管
 平成 2 2 年度 健康福祉局障害支援課から、在宅障害児短期入所事業事務費がこども青少年局中央児童相談所に移管
 平成 2 4 年度 障害児に係る児童福祉法の規定の見直しが行われ、重症心身障害児の施設入所の支給決定、
 年度更新は区が実施。
 平成 2 5 年度 通園の支給決定、訓練介助器具購入費の助成申請受付、障害者総合支援法の短期入所。
 日中一時支援の支給決定事務を区に移管。

【 根拠法令 】

障害者総合支援法、横浜市児童相談所長委任規則第 1 項～第 2 9 項、児童福祉法

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務係
	北井 義実	岩田 聡	山本 美香子

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 6 目 在宅障害児短期入所事業事務費			所管課	こども青少年局中央児童相談所			
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他							
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 障害者総合支援法、児童福祉法、横浜市児童相談所長委任規則							
	事業内容	短期間等有期限の障害児入所施設（福祉型・医療型）の障害児入所給付費の支給決定及び入所に係る事務。重心児施設におけるミドルステイ事業の利用に係る事務。重心児のメディカル・ショートステイ事業に係る事務。他に区役所からの情報提供や電話連絡等を受けて緊急一時保護等施設や病院等の利用調整に係る業務。障害児と家族へのケースマネジメントに係る専門的な助言等区役所に対する後方支援業務。							
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標			
		障害児施設利用児童数措置(件)	166	166	164	164			
		障害児施設利用児童数契約(件)	43	45	48	48			
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度		
		予算額		9,748千円	9,748千円	9,623千円	9,946千円		
		執行額		3,919千円	2,526千円	8,459千円	—		
		差▲引		5,829千円	7,222千円	1,164千円	—		
		執行率(%)		40%	26%	88%	—		
		人件費	一般職職員						
			再任用職員						
概算人件費	0千円		0千円	0千円	0千円				
総事業費		3,919千円	2,526千円	8,459千円	9,946千円				
増▲減		—	▲ 1,393千円	5,933千円	1,487千円				
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 在宅障害児短期入所事業（健康福祉局事業）の児相窓口での受付に影響が生じる。家族による看護が困難な事情や、保護者からの虐待を受けて家族との同居が児童の心身に影響を与えている場合など、児相の専門的支援を行うことが必要となっている。							
	有効性	<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 在宅生活が困難になった場合2次的被害を最小限にとどめて、障害児の発育発達、および福祉を保障している。							
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 障害児入所施設における18歳以上の入所者の割合は高い。入所施設に在籍している間に自立に向けての訓練、自立支援計画をたて、区役所と連携して支援していく。							
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 児童相談所窓口で受付する際に、手続きされた家族等からいただいたご意見等を、手続きの改善等に反映するように努めている。							
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	個人情報取扱に留意し、健康福祉局や区役所等との連携を緊密に保ちながら、手続きの周知、窓口での相談受付による効果をあげている。							
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 平成20年度 こども青少年局中央児童相談所より、障害児短期入所事業を健康福祉局障害支援課に事務移管し、また平成24年度から短期入所事業や日中一時支援事業といった障害児に係る在宅サービスの一部業務について区役所に移管している。これにより、障害児の子育て支援・在宅支援は区役所が中心となり、児童相談所は虐待等親子分離を含む緊急性の高い専門的な支援の必要な業務を中心に取り組むことができている。							

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価				
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください	分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない			

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 中央児童相談所課]

事業名
6 款 3 項 6 目
一時保護事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規・拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	810,711	199,042		11,785		599,884
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	784,068	186,693	0	11,865		585,510
増△減	26,643	12,349	0	△ 80	0	14,374

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	566,245	702,711	773,059
算 市債+一般財源	405,549	531,542	575,648
決 事業費	587,125	708,872	793,087
算 市債+一般財源	401,759	564,756	538,818

歳出	29年度	30年度
予 事業費	900,531	900,531
算 市債+一般財源	646,423	646,423

方針に関する決裁 種別 ()
有 () (無)

【 事業の概要 】

一時保護は要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備を行うために実施しています。
一時保護所(中央定員42人+自立支援14人、西部定員30人、南部定員45人、北部定員30名)では、主に、生活習慣、日常作業、学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や、家庭復帰に向けた自立支援を行っています。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や、里親及び警察署等に一時保護委託します。

【 実績の推移・今後見込み 】

一時保護児童数実績見込表

		24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込
一時保護所	件数	1,040	1,106	1,113	1,499	1,499
	延べ日数	44,761	44,005	46,394	58,765	58,765
委託保護	件数	259	246	227	266	266
	延べ日数	9,781	8,821	8,658	6,831	6,831
合計	件数	1,299	1,352	1,340	1,765	1,765
	延べ日数	54,542	52,826	55,052	65,596	65,596

【 事業費の内訳 】

	28年度	27年度	差引	説明
国庫負担金事務費	267,246	253,782	13,464	光熱水費増。嘱託看護師増
国庫 事業費(扶助費)	196,607	181,541	15,066	医療費増。
設置者負担分	346,858	348,745	△1,887	施設管理等委託費及び修繕費の減。 アルバイト減。
合計	810,711	784,068	26,643	

【 職員体制 】

(H27年9月現在及び嘱託・アルバイトは予算定数) ※一時保護所の児童定員(中央42+14名・西部30名・南部45名・北部30名)

中央	中央・自立支援	西部	南部	北部
一時保護係長 1人	担当係長 1人	一時保護係長 1人	担当課長 1人	担当課長 1人
児童指導員 4人	児童指導員 5人	児童指導員 3人	一時保護係長 1人	一時保護係長 1人
保育士 14人	保育士 3人	保育士(再任用1名込み) 10人	児童指導員 5人	児童指導員 4人
保健師 1人	保健師 1人	調理員 1人	保育士 16人	保育士 12人
心理療法嘱託員 1人	心理療法嘱託員 1人	嘱託看護師 2人	保健師 2人	保健師 1人
嘱託保育士 8人	嘱託教員 2人	心理療法嘱託員 1人	心理療法嘱託員 1人	心理療法嘱託員 1人
嘱託教員 4人	児童指導員アルバイト 1人	嘱託保育士 5人	嘱託保育士 8人	嘱託保育士 11人
児童指導員アルバイト 2人	夜間指導員アルバイト 2人	援助指導嘱託員 1人	嘱託教員 4人	嘱託教員 4人
夜間指導員アルバイト 3人		嘱託教員 4人	児童指導員アルバイト 2人	嘱託運転手 1人
保育士アルバイト 5人		嘱託調理 3人	夜間指導員アルバイト 3人	児童指導員アルバイト 2人
		児童指導員アルバイト 2人	保育士アルバイト 5人	夜間指導員アルバイト 3人
		夜間指導員アルバイト 2.3人		保育士アルバイト 9人
		保育士アルバイト 2人		看護職アルバイト 1人

【 事業開始年度 】

昭和31年11月 中央児童相談所一時保護所設置
平成19年3月 南部児童相談所一時保護所設置
平成19年6月 西部児童相談所一時保護所設置
平成25年9月 北部児童相談所一時保護所設置

【 根拠法令 】

児童福祉法第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、第50条第8号、第53条
児童福祉法施行規則第35条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	西部児童相談所相談調整係
	嶋津 常弘	有泉 廣隆	佐瀬 鉄矢

(こども青少年局 ー)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 一時保護事業	所管課	こども青少年局中央児童相談所			
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> 〔施策〕 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童福祉法第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、第50条第8号、第53条、児童福祉法施行規則第35条				
	目的 (事業開始の経緯)	一時保護児童数急増により、平成15年4月に設置された一時保護所第1分室を解消し、南部児童相談所一時保護所を開設。平成17年1月に設置された第2分室を解消し、西部児童相談所一時保護所を開設。北部児童相談所幼児部門一時保護対応を経て平成25年度9月北部児童相談所一時保護所を開設し市内4所体制4保護所となる				
	事業内容	一時保護は要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため実施する。主に、生活習慣、日常作業、学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や家庭復帰に向けた自立支援を行う。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や里親及び警察署等に一時保護委託する。				
事業実績 (D o c)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標
		事業計画書②-1 実績の推移のとおり				
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	566,245千円	702,711千円	773,059千円	784,068千円
		執行額	587,125千円	708,872千円	793,087千円	—
		差▲引	△ 20,880千円	△ 6,161千円	△ 20,028千円	—
		執行率(%)	104%	101%	103%	—
		人件費				
		概算人件費	0千円	0千円	0千円	0千円
	総事業費	587,125千円	708,872千円	793,087千円	784,068千円	
増▲減	—	121,747千円	84,215千円	▲ 9,019千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため、適切に一時保護を実施する。				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 要保護児童を適切に一時保護をし、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所に向けた準備を行っている。処遇改善に向けた施設設備の改修などを行い保護児童の安全安心を確保している。				
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 一時保護所の保護日数、一人当たりの平均保護日数とも増加傾向にあり、保護所での生活習慣、日常作業・学習等さらなる指導の充実をすすめる必要がある。また、老朽化等への改善を図り児童の安全安心な環境整備を行う必要がある。				
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 苦情解決のための第三者委員を委嘱し、提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保している。				
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	保護児童の受入環境の改善、処遇改善及び教育の充実を図るとともに、保護所のか所数及び保護児童定員の増加を図った。また、平成25年9月に北部児童相談所一時保護所を開設し4所4保護所体制を確保した。				
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 要保護児童に対し、確実な対応を行うため体制整備及び環境整備を行う。特に要保護児童への安全安心を図るために老朽化等への整備をすすめる。				

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 中央児童相談所]

事業名		
6	3	6
施設児童対策フレンドホーム事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	1,195	0					1,195
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	1,406						1,406
増△減	△ 211	0	0	0	0	0	△ 211

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	1,161	1,276	1,529
算	市債+一般財源	1,161	1,276	1,529
決算	事業費	1,486	1,473	1,213
算	市債+一般財源	1,486	1,473	1,213

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	1,195	1,195
算	市債+一般財源	1,195	1,195

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

1 事業目的

児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所に一時保護されている児童等を、フレンドホームに一時的な養育を依頼し、家庭的雰囲気を体験させることにより児童の福祉を増進することを目的とします。

2 28年度実施予定内容

- (1) 委託日数は2泊3日を原則とします。謝金は1人1日2,300円とし、単年度の支払いの上限を10日とします。
- (2) 実施にあたっては、本事業を円滑に進めるため、施設との事前打合せ会を実施します。
- (3) 年末年始の委託後、フレンドホームのつどいを実施します。
 - ①「里親」をテーマにした研修会
 - ②施設職員・児童相談所職員との懇談会

【実績の推移・今後見込み】

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度計画	28年度見込
事業費	1,486	1,473	1,213	1,406	1,195	1,195
人件費						
総コスト	1,486	1,473	1,213	1,406	1,195	1,195
委託児童数	68	65	67	60	51	51

【事業費の内訳】

	本年度	前年度	差引	説明
謝礼代	1,173	1,380	△ 207	委託児童数の減
感謝のつどい経費	22	26	△ 4	単価見直し
事務費	0	0	0	
合計	1,195	1,406	△ 211	

【事業開始年度】

昭和46年

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務係
	北井 義実	岩田 聡	酒井 健

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 施設児童対策フレンドホーム事業	所管課	こども青少年局 中央児童相談所				
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 横浜市フレンドホーム事業実施要綱					
	目的 (事業開始の経緯)	児童福祉施設に措置されている児童等に家庭的雰囲気を体験させ、児童の福祉を増進すること、また里親制度のすそ野を広げることを目的として、昭和46年から事業を開始した。					
	事業内容	一時帰省や面会等ができない施設入所児童等を、フレンドホームにおいて2泊3日を基本とした短期間の受け入れをし、家庭生活を体験させる。					
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		委託児童数 (人)	68	65	67	60	
	予算額・執行額・事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	1,161千円	1,276千円	1,529千円	1,406千円	
		執行額	1,486千円	1,473千円	1,213千円	—	
		差▲引	△ 325千円	△ 197千円	316千円	—	
		執行率(%)	128%	115%	79%	—	
		人件費	一般職職員				
			再任用職員				
概算人件費	0千円		0千円	0千円	0千円		
	総事業費	1,486千円	1,473千円	1,213千円	1,406千円		
	増▲減	—	▲ 13千円	▲ 260千円	193千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 一時帰省や面会等ができない施設入所児童等に家庭的雰囲気を体験させることにより、児童の福祉を増進する。また、フレンドホームの活動を契機として各種里親の登録推進につながる。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 対象児童は、集団処遇では体験できない貴重な機会を持つことができ、概ね年単位で継続しフレンドホームとの関係を築いている。交流を楽しみにしている報告も多い。里親相談においても、フレンドホームと連動し検討されている事例も見られる。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 依頼にあたり、対象児童の状況調整及びマッチングを滞りなく行っている。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 フレンドホームのつどい(懇談会、研修会)を通じて意見交換を行い、児童の意見反映や、フレンドホームの環境改善等にいかしている。					
	自己評価	<input type="checkbox"/> 施設入所支援と並び社会的養護の一翼を担う「里親制度」における養育里親の登録拡大は急務であり、フレンドホーム事業を実施することにより、フレンドホームの活動を契機として各種里親の登録を推進する効果がある。 <input type="checkbox"/> 実施時期は夏休み、冬休みを対象としてきたが平成20年度からは通年事業としたことで、児童とフレンドホームとの意識的距離が縮まり、児童にとってより実施環境が整えられ家庭的雰囲気を体験する機会が増えた。					
自己評価 (A c t i o n)	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 国が平成20年度に施設が事業主体となり行う事業として、施設入所児童を対象に「フレンドホーム事業」に趣旨が類似している事業を立ち上げたことから、国の事業と整合性を図ることが必要となる。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[こども青少年 局 中央児童相談所]

事業名 6 款 3 項 6 目 在宅指導児童健全育成事業

特記事項 中期計画-戦略 中期計画-基本政策 新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	2,789	0					2,789
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	3,281						3,281
増△減	△ 492	0	0	0	0	0	△ 492

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	2,990	3,129	3,567
算 市債+一般財源	2,990	3,129	3,567
決 事業費	2,717	2,625	3,020
算 市債+一般財源	2,717	2,625	3,020

歳出	29年度	30年度
予 事業費	2,789	2,789
算 市債+一般財源	2,789	2,789

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業の概要

在宅指導中の被虐待児童等を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的として、レクリエーション活動を行います。

2 28年度実施内容

- (1) 春季野外指導…対象児童及び家族との関係づくり、行動観察、親子関係の改善と夏季宿泊指導への動機づけなどを目的に親子で参加できるような機会とします。
- (2) 夏季宿泊指導…継続指導児の中から集団指導効果があると思われる児童を選び、夏休みを利用して指導を行います。
- (3) 秋季野外指導…これまでの参加児童との援助関係を深め、新たな継続指導児の参加を促し、行動観察を行い在宅における指導の効果を高めることを目的とします。
- (4) レクリエーション活動…夏休み、冬休み、春休みの長期休暇の間等を利用して、小集団でのグループ指導を行います。調理実習や創作活動、屋外活動（散策）等を中心とします。

【 実績の推移・今後見込み 】

別紙参照

【 事業費の内訳 】

	28年度	27年度	差 引	説 明
①春季野外指導	120	137	△ 17	活動内容の見直し、単価見直しによる減
②夏季宿泊指導	521	606	△ 85	
③秋季野外指導	118	140	△ 22	
④レクリエーション活動（通所指導等）	33	47	△ 14	
中央 計	792	930	△ 138	
	28年度	27年度	差 引	説 明
①春季野外指導	77	160	△ 83	活動内容及び単価の見直しによる減
②夏季宿泊指導	452	469	△ 17	
③秋季野外指導	137	148	△ 11	
④レクリエーション活動（通所指導等）	13	22	△ 9	
西部 計	679	799	△ 120	
	28年度	27年度	差 引	説 明
①春季野外指導	56	135	△ 79	活動内容及び単価の見直し、参加予定児童数の減
②夏季宿泊指導	465	491	△ 26	
③秋季野外指導	134	151	△ 17	
④レクリエーション活動（通所指導等）	37	39	△ 2	
南部 計	692	816	△ 124	
	28年度	27年度	差 引	説 明
①春季野外指導		0	0	入園料の見直しや貸切バスの利用を控える等により経費削減
②夏季宿泊指導	546	578	△ 32	
③秋季野外指導	33	102	△ 69	
④レクリエーション活動（通所指導等）	47	56	△ 9	
北部 計	626	736	△ 110	

【 事業スケジュール 】

- 1 春季野外指導（5月～6月）
- 2 夏季宿泊指導（7月～8月）
- 3 秋季野外指導（9月～11月）
- 4 通所指導及び屋外活動等（通年）

【 事業開始年度 】

昭和31年度

【 根拠法令 】

児童福祉法 第26条第1項第2号、第27条第1項第2号

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	南部児童相談所相談調整係
	岡 聰志	紀 雅広	平川 亜沙美

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 在宅指導児童健全育成事業	所管課	こども青少年局中央児童相談所				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他					
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法 第26条第1項第2号、第27条第1項第2号 在宅指導中の児童等を対象に、児童福祉司や児童心理司が各種プログラムの実施を通して家庭での日々の状況や日常生活レベルでの行動を観察し、児童の援助や指導に活かす目的として、児童相談所設立当時から事業を行っている。					
	事業内容	(1) 通所指導・・・在宅指導中の被虐待児等を対象に、社会的生活技術・対人スキルの向上を目的としてグループ指導を実施している。 (2) 健全育成キャンプ・・・養護(虐待含む)、非行、不登校などの相談を受け、児童福祉司や児童心理司が在宅指導中の児童等を対象にキャンプや遠足を実施している。					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		健全育成キャンプ等参加児童数(人)	275	220	307	440	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		人件費	予算額	2,990千円	3,129千円	3,567千円	3,281千円
			執行額	2,717千円	2,625千円	3,020千円	—
		差▲引		273千円	504千円	547千円	—
		執行率(%)		91%	84%	85%	—
			一般職職員				
			再任用職員				
			概算人件費	0千円	0千円	0千円	0千円
総事業費		2,717千円	2,625千円	3,020千円	3,281千円		
増▲減		—	▲ 92千円	395千円	261千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 被虐待児童の増加、家庭の養育能力の低下等の社会状況の変化に伴い、当該事業の必要性は増大している。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 児童を取り巻く環境が複雑なものに変化することに伴い、児童に関する問題も複雑、多様化する中で、よりきめ細かい助言、指導に結び付けることができる。屋外指導を実施することにより、家庭環境と離れた体験をすることができ、支援児童の情緒を安定させる一助となる。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 通常業務の中で通所指導や屋外指導を行うことは、職員にとって負担が大きいが、類似した事業はないため、プログラムの中で外部の資源を活用できるものは活用しながら、継続していく必要はある。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 活動に参加した児童、保護者の感想、意見等を反映しながら、事業を実施している。					
自己評価 (Action・今後の取組)	自己評価	被虐待児童を中心とした在宅指導の中で、個別・集団で活動できる事業を実施し、人間関係の改善や社会性協調性の向上などの成果を上げている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 健全育成事業は、継続することにより被虐待児童等が徐々に協調性や社会性を向上させていくものである。限られた予算の中で工夫をし、より効果的な事業を実施するとともに、日常的な指導の中で、児童の様々な行動に対応する専門的な知識・技術・認識等を高める必要がある。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

児童相談所 在宅指導児童健全育成事業実績表

		年度	場所	児童数	保護者	職員数
春季 野外指導	中央	27	よこはま動物園ズーラシア	16	0	14
		28計画	未定	25	0	15
	西部	27	西部児童相談所	15	0	10
		28計画	未定	30	0	15
	南部	27	はまぎんこども宇宙科学館	13	0	14
		28計画	未定	28	2	13
	北部	27	冬季に実施(未定)	25	0	15
		28計画	冬季に実施(未定)	25	0	15
夏季 (宿泊)指導	中央	27	YMCA東山荘	22	0	13
		28計画	未定	25	0	15
	西部	27	YMCA東山荘	17	0	15
		28計画	未定	30	0	15
	南部	27	YMCA東山荘	19	0	12
		28計画	未定	22	0	14
	北部	27	YMCA東山荘	17	0	13
		28計画	未定	20	0	15
秋季 野外指導	中央	27	日本科学未来館	25	0	15
		28計画	未定	25	0	15
	西部	27	未定	30	0	15
		28計画	未定	30	0	15
	南部	27	JAL整備工場見学	30	2	13
		28計画	未定	28	2	13
	北部	27	未定	20	0	15
		28計画	未定	20	0	15
レクリエーション活動 (通所指導及び屋外活動等)	中央	27-夏	中央児童相談所	11	0	11
		27-冬※		35	0	24
		28夏計画	中央児童相談所	15	0	24
		28冬計画		35	0	24
	西部	27予定	西部児童相談所ほか	30	0	15
		28計画	西部児童相談所	30	0	15
	南部	27予定	南部児童相談所	70	0	14
		28計画	南部児童相談所	65	0	14
	北部	27予定	北部児童相談所	60	0	13
		28計画	北部児童相談所	60	0	13

※中央では通所指導を年2回に分けて実施

(様式②-1) 平成28年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 中央児童相談所]

事業名		
6	3	6
款 項 目		
児童虐待防止対策事業		

特記事項	
中期計画-戦略	○
中期計画-基本政策	○
新規拡充	○

戦略番号	1
戦略番号	

基本政策 施策番号	6
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
28年度	188,401	64,866	19,327	617			103,591
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	183,403	52,450	16,806	616			113,531
増△減	4,998	12,416	2,521	1	0	0	△ 9,940

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	169,302	180,207	182,429
算	市債+一般財源	148,113	154,113	151,307
決算	事業費	172,707	170,463	180,853
算	市債+一般財源	128,464	128,894	111,847

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	193,599	204,440
算	市債+一般財源	113,653	114,903

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

項目	内容	本年度	前年度	差引
1 カウンセリング強化事業(国事業)	虐待する養育者のカウンセリングを医療機関に指導委託します。(27年度子育てSOS支援事業を統合)	560	596	△ 36
2 家族療法(国事業)	子どもの安全と支援体制を確保し、家庭への復帰を推進します。また、保護者支援のため専門家によるグループカウンセリング等を実施します。	1,170	972	198
3 医療的機能強化事業(国事業)	専門的技術的助言及び医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化します。	294	264	30
4 被虐待児支援強化事業(市単)	専門家を招聘し、被虐待児への支援としての、被害確認面接、加害者である保護者等の治療、保護者との愛着関係等の治療を実施するとともに、これらの面接・治療等に関わる職員への助言・指導を行います。	3,989	4,429	△ 440
5 法的対応機能強化事業(国事業)	児童の権利を擁護するため弁護士等の助言を受けるほか、児童福祉法28条等処遇困難事例について弁護士を代理人とします。	2,940	2,940	0
6 児童虐待初期対応事業(国事業 一部市単)	児童福祉司を補助する嘱託員や「よこはま子ども虐待ホットライン」対応の相談員を配置します。また、夜間、土・休日に、児童虐待通報等に対応する職員を配置して、迅速な初動体制を確保します。	100,170	97,930	2,240
7 養育支援家庭訪問事業(国事業)	児童虐待の予防・再発防止を目的に、養育支援家庭訪問員による訪問支援、ヘルパー派遣による訪問支援を実施します。	62,118	59,429	2,689
8 未成年後見人支援事業(国事業)	親がいない未成年者の監護・財産管理等を行う未成年後見人に対し、損害賠償保険料及び報酬を助成します。	1,757	1,757	0
9 里親支援事業(国事業)	里親の指導・ケアを行い、里親の負担を軽減します。また、里親対応専門員を嘱託雇用します。	15,303	15,086	217
10 広報啓発事業	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化として、広報啓発を実施します。	100	0	100
合計		188,401	183,403	4,998

【事業実績の推移・今後の見込】

項目	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込
虐待対応専門員 対応件数	件	6,259	7,207	8,454	8,547	9,504	10,568	11,751
虐待ホットライン通報等件数	件	2,523	2,498	2,728	2,903	3,045	3,194	3,350
カウンセリング強化事業<延べ回数>	回	25	50	34	36	36	36	36
里親登録数<年度末>	組	121	128	140	141	146	151	156
家族再統合実現件数	件	110	124	109	124	124	124	124
養育支援家庭訪問実績	回	3,167	3,020	2,816	3,163	3,313	3,624	3,978
養育支援ヘルパー派遣実績	回	4,613	5,537	4,599	5,992	5,432	5,941	6,517

【事業開始年度】

平成8年度 横浜市子育てSOS連絡会設置 平成18年度 養育支援家庭訪問事業開始
平成13年度 よこはま子ども虐待ホットライン開設、虐待対応チーム設置 平成21年度 虐待対応専門員配置

【根拠法令】

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	虐待対応・地域連携課
	上原 嘉明	竹内 敬一郎	加藤 由美子

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 児童虐待防止対策事業	所管課	こども青少年局中央児童相談所 虐待対応・地域連携課				
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] 1		[施策] 6	<input type="checkbox"/> その他		
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律					
	事業内容	児童虐待の防止を目指し、保険・医療・福祉・教育・司法等関係諸分野の連携のもとに、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、要保護児童とその家族への総合的な支援を推進するために開始。					
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		事業計画書②-1 実績の推移のとおり					
	予算額・執行額・事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	169,302千円	180,207千円	182,429千円	183,403千円	
		執行額	172,707千円	170,463千円	180,853千円	—	
		差▲引	△ 3,405千円	9,744千円	1,576千円	—	
		執行率(%)	102%	95%	99%	—	
		人件費	一般職職員				
			再任用職員				
概算人件費	0千円		0千円	0千円	0千円		
	総事業費	172,707千円	170,463千円	180,853千円	183,403千円		
	増▲減	—	▲ 2,244千円	10,390千円	2,550千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のために必要である。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 初動体制の確保により、早期に子どもの安全確認することが可能となっている。また、医療的機能や法的対応機能を強化することで、有効な支援を行うことができている。また、さまざまな研修を実施することで、職員の専門性を向上し、支援に役立っている。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、初動体制の確保や機能強化、職員の専門性の向上が必要である。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 児童福祉審議会の提言や実際の虐待対応への取組みを通じて利用者、関係機関等の外部意見の反映。					
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	初動体制の確保により、早期に子どもの安全確認することが可能となっている。また、医療的機能や法的対応機能を強化し、専門家の技術的助言等が必要な際に、有効に助言を受けることが出来ている。また、さまざまな研修を実施することで、職員の専門性を向上し、支援に役立っていることが出来ている。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 児童相談所の虐待対応件数は年々増加しており、今後は、区や地域等関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら、拡充して取り組む必要がある。					

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[ことば青少年局 中央児童相談所 課]

事業名	
6 款	3 項 6 目
ひきこもり不登校児童支援事業費	

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	1,470	336					1,134
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	2,348	1,014					1,334
増△減	△ 878	△ 678	0	0	0	0	△ 200

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	2,261	2,312	2,464
算	市債+一般財源	1,369	1,374	1,450
決算	事業費	1,794	1,537	2,211
算	市債+一般財源	1,077	1,481	2,015

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	1,470	1,470
算	市債+一般財源	1,134	1,134

方針に関する決裁 種別()
有 () ・無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

引きこもり、不登校等に悩む児童、家族を支援するため、個別指導及び集団指導を通して支援します。

(1) 通所指導事業

引きこもり・不登校児に対し、集団体験を通して対人関係の取り方を身につけるよう 集団指導を行います。遠足や所内での集団活動などを実施し、指導効果を高めます。また、ひきこもり・不登校児及びその家族に対して、個別の検査、カウンセリングを通して支援していきます。

なお、家族療法事業に関しては、28年度から児童虐待防止対策事業に移行します。

【 実績の推移・今後見込み 】

		25年度	26年度	27年度見込	28年度計画	備考
家族療法	延活動日数	4日	4日	4日		児童虐待防止対策事業に移行
通所指導	実施回数	6回	4回	6回	8回	
遠足	参加児童	69人	20人	32人	71人	

【 事業費の内訳 】

	本年度	前年度	差引	説明
家族療法	0	135	△ 135	児童虐待防止対策事業に移行
通所指導	1,470	2,213	△ 743	
共通	0	0	0	
合計	1,470	2,348	△ 878	

【 事業開始年度 】

平成7年度

【 根拠法令 】

平成3年4月11日児発358号厚生省児童家庭局長通知「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業の実施について」

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	北部児童相談所相談調整係
	清水 孝教	植田 雅子	近藤 裕子

(ことば青少年局 -)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 6 目 ひきこもり不登校児童支援事業費			所管課	こども青少年局 中央児童相談所			
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input checked="" type="checkbox"/> その他							
	法令等の名称	児童福祉法、平成3年4月11日児発358号厚生省児童家庭局長通知							
	目的 (事業開始の経緯)	ひきこもり・不登校等に悩む児童、家庭を支援するため、外部専門家の協力のもとに児童相談所機能の強化を図り、専門スタッフの定期的な派遣、家族療法による家族関係等の治療や児童の通所指導を開始した。派遣事業は見直しを行い、平成22年度から廃止した。							
事業内容	・通所指導： ひきこもり・不登校児童を中心とした情緒障害児及び家族に対し、対人関係の取り方を身につけるよう集団指導や個別指導を行う。								
事業実績 (D o)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標		
			心理診断・治療数実施数(件)	1091	862	474	450		
			24年度		25年度	26年度	27年度		
	予算額・執行額、事業費の推移		予算額		2,261千円	2,312千円	2,464千円	2,348千円	
			執行額		1,794千円	1,537千円	2,211千円	—	
			差▲引		467千円	775千円	253千円	—	
			執行率(%)		79%	66%	90%	—	
			人件費	一般職職員					
				再任用職員					
				概算人件費		0千円	0千円	0千円	0千円
			総事業費		1,794千円	1,537千円	2,211千円	2,348千円	
		増▲減		—	▲ 257千円	674千円	137千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性		<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い						
			核家族化・家庭環境の変化、価値観の多様化等により、ひきこもり・不登校等に悩む児童、家庭が増加している。そうした児童や家庭を支援する必要が高まっているため。						
	有効性		<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない						
			ひきこもり・不登校児童等情緒障害児に対し、家族療法や集団指導等を実施することにより、児童の社会性の向上がみられる。困難な事例に対しても、家族療法や集団指導は有効的手段であり、今後とも推進していく必要がある。						
効率性・類似性		<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない							
		ひきこもり、不登校等に悩む児童、家族の相談や支援にあたる類似事業は他にないため。また、児童期から支援を行うことで、青年期における支援について切れ目のない継続的な支援が期待できるため。							
市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無							
		相談を受ける児童、家族への対応、ケア等を通じて得られた意見を事業実施等に反映しているため。							
自己評価 (A c t i o n)	自己評価		家族療法事業では、専門医師による指導を受け、効果的に実施することができた。(児童虐待防止対策事業へ移行予定)通所指導では、レクリエーションや創作活動、調理実習等により社会体験を積ませることで、児童に達成感や自信をつけることができた。						
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止						
		核家族化・家庭環境の変化、価値観の多様化により、対応が困難な事例が増加している。専門家の協力のもと、家族療法や集団指導等社会体験を行うなどきめ細やかな対応をとり、児童や家族が抱える課題を解決するため、工夫して事業を進めたい。							

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価				
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください	分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください	分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない			

(様式②-1) 平成 28 年度 事業 計画 書 (局・統括本部)

[こども青少年 局 中央児童相談所 課]

事業名	
6 款 3 項 6 目	電話児童相談事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	7,809	0		34		7,775	
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	7,809			34		7,775	
増△減	0	0	0	0	0	0	

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	7,780	7,797	7,809
決算	市債+一般財源	7,739	7,763	7,775
予算	事業費	7,774	7,733	7,606
決算	市債+一般財源	7,740	7,699	7,573

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	7,809	7,809
決算	市債+一般財源	7,775	7,775

方針に関する決裁 種別()
有 () ・無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業目的

児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童問題が複雑化していく中で、電話での相談で匿名性を担保しつつ、児童の育成を図る一環とする。

2 事業の概要

- ア 嘱託電話相談員 2名
- イ 受付時間 月～金 9:00～17:30 土 9:00～16:30
- ウ 嘱託職員の賃金等費用

【 実績の推移・今後見込み 】

各年度 件数	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績
	2,378	2,459	2,473	2,471
各年度 見込	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
	2,410	2,450	2,470	2,470

【 事業費の内訳 】

単位：千円

	本年度	前年度	差引	説明
①社会保険料	1,089	1,083	6	社会保険料率変更
②賃金	6,720	6,726	△6	積算見直し
合計	7,809	7,809	0	

【 事業開始年度 】

昭和60年度

【 根拠法令 】

電話児童相談業務実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務
	北井 義実	岩田 聡	酒井 健

(こども青少年局 一)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 6 目 電話児童相談事業	所管課	こども青少年局 中央児童相談所					
事業概要 (P i a n)	■ 法令 □ 条例 □ 規則 ■ 要綱 □ 中期計画〔戦略〕 □ [施策] □ □ □ ■ その他		法令等の名称					
	児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律・電話児童相談業務実施要綱							
	目的 (事業開始の経緯) 電話児童相談事業は、電話の持つ匿名性、迅速性、簡便性等の機能を活用して相談に応じることにより、児童の福祉の増進と健全育成に寄与することを目的として、昭和60年に設置された。							
事業内容 児童相談所では来所、電話、文書によって相談を受付ける。電話による相談は基本的に直接来所の場合と同様である。電話相談専用電話に相談が寄せられ、相談調整係の電話相談員3名が、子どもや保護者等の気持ちを十分受け止めたうえで、必要な情報を聴取し適切な助言を行う。責任ある体制をとるために、電話の内容は電話相談記録票に記録し1日毎にとりまとめ責任職が供覧する。実施状況等の報告を毎月行う。相談員の専門性の確保のために研修を実施している。								
事業実績 (D o)	達成指標		指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
			相談件数(件)	2,473	2,471	2,410	2450	
	予算額・執行額・事業費の推移		24年度		25年度	26年度	27年度	
			予算額	7,780千円	7,797千円	7,809千円	7,809千円	
			執行額	7,774千円	7,733千円	7,606千円	—	
			差▲引	6千円	64千円	203千円	—	
			執行率(%)	100%	99%	97%	—	
			人件費	一般職職員				
				再任用職員				
				概算人件費	0千円	0千円	0千円	0千円
		総事業費	7,774千円	7,733千円	7,606千円	7,809千円		
		増▲減	—	▲ 41千円	▲ 127千円	203千円		
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	■ 必要である □ 必要性に課題がある □ 必要性が低い		必要性・妥当性 来所相談は限界を超えており、これを補完する形で所管内の児童に関する相談に迅速に対応することができる。					
	■ 成果・効果が上がっている □ 成果・効果を上げる余地がある □ 成果・効果が上がっていない		有効性 名前も顔も知られずに相談でき、利用者が自由に相談関係を終了することができる。緊急対応が必要な場合には、他の児相職員の協力を得て、速やかに関係機関への連絡を行うなどの対応ができる。また、継続して相談援助活動を行う必要がある場合には、来所相談につなげることができる。					
	■ 改善・見直しの余地がある □ 改善・見直しの余地がない		効率性・類似性 電話相談をより効果あるものとするために、関係機関、制度等に関する情報をIT環境を整備して整理していくことが必要である。匿名性を悪用した利用者の依存性が過度に高まることがないように担当者と関係者間による個々のケース検討を定期的実施する。他機関斡旋の方法などについて処遇の標準化を図る必要					
	□ 有 ■ 無		市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況 電話相談事業を通じて、相談対応への意見があれば、次回以降の相談、対応の改善等に反映している。					
自己評価 (A c t i o n)	自己評価		個人情報取扱に留意し、児相相談部門との連携を緊密に保ちながら、適切な相談受付による効果をあげている。					
	□ 拡充 ■ 現状維持 □ 縮小 □ 休止・廃止		今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組) 少子化や核家族化等の進行に伴い、子どもたちや家族を取り巻く環境の変化や、家庭や地域における養育力の低下等を背景とする相談が増加している。市民の相談ニーズに即した、相談時間の延長や休日の対応が必要である。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由 地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 中央児童相談所 課]

事業名
6款 3項 6目
児童虐待相談進行管理システム事業

特記事項
中期計画-戦略
中期計画-基本政策
新規拡充

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	5,191	0					5,191
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	6,107						6,107
増△減	△ 916	0	0	0	0	0	△ 916

歳出	24年度	25年度	26年度
予事業費	4,500	8,249	6,639
算市債+一般財源	4,500	8,249	6,639
決事業費	4,633	8,812	8,710
算市債+一般財源	4,633	8,812	8,710

歳出	29年度	30年度
予事業費	9,500	9,500
算市債+一般財源	9,500	9,500

方針に関する決裁(種別)
有() 無()

【事業の概要及び28年度実施内容】

児童相談所における相談受理から支援経過の情報をデータ化し、組織的に共有する事により、的確な進行管理を行い、支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで、方針決定の迅速化と、事務作業の軽減を図るためにシステムでの進行管理を実施。28年度は、法改正等へ対応するためシステム改修及び老朽化したシステム用端末の更新を実施。

【実績の推移・今後見込み】

児童虐待に関する相談・通告件数及び児童虐待新規把握件数は、年々増加しており、システムを用いて組織としての管理をすることが重要である。また、児童虐待を含めた児童相談所への新規相談への対応件数は、依然として多いため、事故の未然防止及び適切な進行管理のために、システムでの管理が必要である。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込
児童虐待相談・通告件数	3,313	3,767	4,209	4,507	4,993	5,532	6,129
児童虐待新規把握件数	820	929	1,159	1,072	1,181	1,301	1,433
新規相談件数	15,877	14,400	13,941	14,566	15,221	15,905	16,620

【事業費の内訳】

法改正等へ対応するためシステム改修を実施。使用年数の経過及び増員への対応のため、27年度に45台のシステム用端末を更新した(増員対応含む)。28年度は、35台の更新を実施する。

	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込
システム改修等	2,497	6,676	7,007	3,540 (端末設置委託 980)	2,767 (端末設置委託 980)	2,767
リース費用	2,495	2,495	1,704 (リース後買取り 380)	2,567	2,424	2,424
計	4,992	9,171	8,711	6,107	5,191	5,191

【端末台数内訳】

システム用端末は、27年度及び28年度に更新。次回の更新予定は、32年度及び33年度。

	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込
リース1	21年度リース 42台	42台	リース終了、買取り ※年度末に廃棄 42台	新規リース 45台	45台	45台
リース2	21年度購入 35台	35台	35台	※年度末に廃棄予定 35台	新規リース 35台	35台
計	77台	77台	77台	80台	80台	80台

【事業スケジュール】

平成20年度 検討・他都市調査
平成21年度 システム開発 機器調達、操作マニュアルの作成、対象職員への研修、施行運用
平成22年度 システム稼働、システム改修等
平成23年度 福祉保健システムに移管
平成24年度 福祉保健システムの一部改修
平成25年度 福祉保健システムの一部改修
平成26年度 福祉保健システムの一部改修

【事業開始年度】 平成20年度

【根拠法令】 児童福祉法第12条、児童相談所運営指針

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 上原 嘉明	係長 竹内 敬一郎	虐待対応・地域連携課 加藤 由美子
--------------------	-------------	--------------	----------------------

事業評価書

事業名		6 款 3 項 6 目 児童虐待相談進行管理システム事業			所管課	こども青少年局中央児童相談所 虐待対応・地域連携課						
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他										
	目的 (事業開始の経緯)	児童相談所における相談受理から支援経過の情報をデータ化し、組織的に共有する事により、的確な進行管理を行い、支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで方針決定の迅速化と、事務作業の軽減を図るために実施。										
	事業内容	福祉保健システム内の児童相談所業務として、児童票機能・進行管理機能等を用いて、児童の相談受理から支援状況について入力し、運用。27年度からは、要保護児童等進行管理台帳機能とも連携し、区との情報共有を強化。また、法改正等への対応や、事務の効率化のためのシステム改修を実施。システム用端末の管理や消耗品の管理。										
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標						
			事業計画書②-1 実績の推移のとおり									
				24年度	25年度	26年度	27年度					
	予算額・執行額、事業費の推移		予 算 額	4,500千円	8,249千円	6,639千円	6,107千円					
			執 行 額	4,633千円	8,812千円	8,710千円	—					
			差▲引	△ 133千円	△ 563千円	△ 2,071千円	—					
			執 行 率 (%)	103%	107%	131%	—					
			人件費	一般職職員								
				再任用職員								
				概算人件費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
			総 事 業 費	4,633千円	8,812千円	8,710千円	6,107千円					
		増▲減	—	4,179千円	▲ 102千円	▲ 2,603千円						
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い										
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない										
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない										
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無										
			行政内部の事務経費のため									
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	23年度から福祉保健システムの一部として稼働。児童相談所で受理する相談・通告の進行管理を迅速・適切に行っている。										
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止										
		システム改修は、法改正等の対応のために必要であり、また、端末の更新については、機器の状況に応じて行う必要がある。										

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください
	理 由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		